

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

- 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同じ5類感染症になりました
- 発生届は提出されず保健所からの連絡はありません
- 発症翌日から5日間は外出を控えましょう(国推奨)
- 医療費はインフルエンザと同程度の自己負担が発生します

★ 療養期間や療養中の生活

- ・行政が外出自粛を求めることはなくなりますが、国は、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間」は外出を控え、10日間はマスクを着用することを推奨しています。5日目になっても症状が続く人は、さらに軽快後1日まで休みましょう
- ・10日間は高齢者等の重症化リスクの高い方との接触は控えるなど、周りの人へうつさないよう配慮をお願いします
- ・登校・出勤は学校・職場の指示に従ってください

※行政が外出自粛を求めることがなくなるため、食料支援や宿泊療養施設など行政による療養支援は終了しました

※行政による療養証明書は発行できません

★ 療養中の相談

- ・感染後に症状が悪化した際には、新型コロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医にご相談ください
- ・療養生活や病気の相談をしたい場合は、裏面の連絡先へ

★ 医療機関を受診した場合の費用

- ・外来診療ではインフルエンザで受診した時と同程度の医療費がかかります(保険診療の自己負担分)

自己負担あり (通常の保険診療)	初診料、検査料、処方箋料、薬局での基本料、解熱鎮痛剤や咳止めなどの薬代等
自己負担なし (公費)	新型コロナ治療薬の薬代 (ゾコーバ、ラゲブリオ等)

- ・入院費用もインフルエンザ等と同程度の自己負担がありますが、所得に応じて一部を公費で支援します(最大2万円)

(裏面に続く)

★ 濃厚接触者

- ・行政が外出自粛を求めることはなくなりました
- ・同居のご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、家庭内での感染や体調に注意して下さい

家庭内での感染防止策

- ・できる限り療養者と部屋を分け、療養者の世話をする人を限定する
- ・療養者と共用の風呂・トイレは清掃・換気を行ない、療養者は最後に入浴
- ・家庭内でもできる限りマスクを着用

体調悪化時や受診先の相談、療養に関する相談はこちらへ

(まずはコロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医へご相談ください)

受診先・相談先にお困りの場合の連絡先

静岡市に居住・滞在されている方

静岡市発熱等受診相談センター 054-249-2221

浜松市に居住・滞在されている方

浜松市新型コロナウイルスコールセンター 0120-368-567

県内（静岡市・浜松市以外）に居住・滞在されている方

【体調悪化時・受診先の相談はこちら】(24時間)

静岡県発熱等受診相談センター 050-5371-0561

【その他の相談はこちら】(8:30~20:30)

静岡県療養者支援センター 0120-546-199

お住まい（居住・滞在されている場所）により電話番号が異なります
おかけ間違いにご注意下さい

【メモ欄】発症日、診断日、処方されたお薬などを記録しておくこと相談の際に便利です

